

議第59号

令和2年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和2年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業 収益		千円 1,137,400	千円 1,031	千円 1,138,431
	1 営業収益	1,017,787	△ 1,051	1,016,736
	2 営業外収益	119,613	2,082	121,695

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業 費用		千円 1,103,664	△ 千円 72,715	千円 1,030,949
	1 営業費用	1,063,430	△ 83,187	980,243
	2 営業外費用	40,234	10,472	50,706

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 227,931千円は、減債積立金 20,081千円、過年度分損益勘定留保資金 198,078千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 9,772千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 66,500	△ 千円 129	千円 66,371
	1 補助金	36,500	1,300	37,800

	2 諸 収 入	30,000	△ 1,429	28,571
--	---------	--------	---------	--------

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 303,065	△ 千円 8,763	千円 294,302
	1 建 設 改 良 費	281,738	△ 8,633	273,105
	3 固 定 資 産 購 入 費	1,246	△ 130	1,116

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 133,540	千円 1,157	千円 134,697
交 際 費	25	△ 15	10

上記の議案を提出する。

令和3年3月11日

滋賀県知事 三 日 月 大 造